

名 称	防災製品性能試験規程			制定日 1974 (S49) . 9. 1
規程番号	G-②-01	旧文書番号		改定日 2018. 10. 1

(適 用)

第1条 公益財団法人日本防災協会（以下「協会」という。）は、「防災製品認定規程」（平成21年規程第1号 以下「認定規程」という。）に規定する防災製品の認定を受けようとする者から「防災製品性能試験基準」（防災製品認定委員会 昭和51年8月1日制定）に基づく試験（以下「試験」という。）の実施を依頼されたときは、この規程に定めるところにより実施するものとする。

(試験依頼の手続)

第2条 試験を依頼しようとする者（以下「試験依頼者」という。）は、別記様式第1から第1-5までのいずれかによる防災製品性能試験依頼書及び認定規程第5条第3号に定める製品等の説明書に、別紙「依頼書に添付する試料」に定める試料を添えて協会に提出しなければならない。

(試験手数料)

第3条 試験依頼者は、別に定める「防災製品に係る認定業務及び防災製品ラベル交付等に関する手数料規程」により、協会に手数料を納めなければならない。試験依頼者の都合により、試験に着手した後に試験を中止した場合も同様とする。

2 前項により受領した試験手数料並びに提出された試験試料及び試験体は、試験着手後は原則として返還しないものとする。

(試験結果の通知)

第4条 協会は、試験を行ったときその結果を別記様式第2から第2-11までのいずれかによる防災製品性能試験結果通知書により試験依頼者に通知するものとする。

附 則

この規程は、平成52年11月1日より施行する。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、昭和61年8月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成4年9月29日より施行する。

附 則

この規程は、平成9年2月5日より施行する。

附 則

この規程は、平成9年10月27日より施行する。

附 則

この規程は、平成11年1月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成12年8月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成15年2月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成16年1月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成22年9月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成23年9月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成24年9月13日より施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日より施行する。

別紙

依頼書に添付する試料

1 寝具類

- (1) 側地類（ふとん側地、マットレス側地、毛布カバー、枕カバー）、ふとん類（ふとん、座ぶとん、ベッドパッド、枕、マットレス）の側地、毛布類（毛布、ベッドスプレッド、タオルケット）

ア 側地類(敷布及びふとんカバーを除く。) 1 m²以上

イ 毛布類

(ア) 水洗い洗たく又はドライクリーニングのいずれか一方の場合 2 m²以上

(イ) 水洗い洗たく及びドライクリーニングの両方の場合 3 m²以上

- (2) 敷布及びふとんカバー

縫い目の相互間隔を縦（ふとん挿入方向）29 cm、横 27 cmの袋状に縫製したもので、袋状の口の部分は水洗い洗濯促進法でほつれないようロックミシン掛けなどの処理を施すこと。なお、ふとんカバーで表と裏の材料あるいは組織が異なるものにあつては、製品と同様の構成とする。

9体

- (3) ふとん類（ふとん、座ぶとん、ベッドパッド、枕、マットレス）

完成品 側地の縫い目の相互間隔を縦 25 cm、横 25 cmとし、所定量の中わた、羽毛、プラスチック又はプラスチック発泡体を入れ、四方を閉じたもの（表側地と裏側地の材料あるいは組織が異なるものにあつては、製品と同様の構成とする。）

9体

2 木製等ブラインド

1 m²以上

- 3 テント類、シート類、幕類（顔料、プリント方法等によって燃焼挙動が変わる場合は、各色毎）

1 m²以上

4 非常持出袋

- (1) 非常持出袋（完成品） 3体（寸法の小さい場合は、追加する）

- (2) 材料（最終仕上加工の生地） 1 m²以上

5 防災頭巾等、防災頭巾等側地、防災頭巾等詰物類

- (1) 防災頭巾等（完成品）

ア 水洗い洗たく又はドライクリーニングのいずれか一方の場合 3体

イ 水洗い洗たく及びドライクリーニングの両方の場合 6体

- (2) 防災頭巾等側地、防災頭巾等の側地 2 m²以上

- (3) 防災頭巾等詰物類、防災頭巾等の詰物類

ア	中わた	150g以上
イ	プラスチック発泡体(15cm×10cm×2cm)	3体
6	衣服類	
(1)	衣服類(完成品)	
ア	水洗い洗濯又はドライクリーニングの何れか一方の場合	1着以上
イ	水洗い洗濯及びドライクリーニングの両方の場合	2着以上
(2)	材料(最終仕上加工の生地)	1.5㎡以上
7	布張家具等、布張家具等側地	
(1)	布張家具等(完成品)(30cm×30cm×7.5cm)	3組
(2)	布張家具等側地、布張家具等の側地、布張家具等に用いられるカバー (表裏、経糸方向を明示したもの)	1㎡以上
(3)	布張家具等完成品側地 5㎡以上(幅なりで、かつ表裏、経糸方向を明示したもの)	
8	自動車・オートバイ等のボディカバー	1㎡以上
9	ローパーティションパネル(完成品)(天地方向の縦29cm、横19cm、厚み原寸のもの)	
(1)	表面ABが同一の場合	3体
(2)	表面ABが異なる場合	6体
10	襖紙・障子紙等	1㎡以上
11	展示用パネル(完成品)(天地方向の縦29cm、横19cm、厚み原寸のもの)	
(1)	表面ABが同一の場合	3体
(2)	表面ABが異なる場合	6体
12	祭壇(完成品)(天地方向の縦29cm、横19cm、厚み原寸のもの)	
(1)	表面ABが同一の場合	3体
(2)	表面ABが異なる場合	6体
13	祭壇用白布	1㎡以上
14	マット類	1.5㎡以上

1.5 防護用ネット (引き揃えた状態で) 1 m²以上

1.6 防火服及び防火服表地

(1) 防火服の構成素材 (B-II N型を除く)

各層 4.5 m²以上

(幅なりで、かつ外層からの順番、表裏、経糸方向を明示したもの)

縫い糸 (長さ15 cm以上) 1 g以上

再帰性反射材 30 cm以上

リストレット

ア 丸編みのもの 30 cm以上

イ 縦22 cm以上、横18 cm以上 3体

縦18 cm以上、横22 cm以上 3体

(ただし、寸法が足りない場合は、縫い糸で両端を縫製したもの)

內衣 (ズボンを內衣一体型の場合) 幅1.5 mの場合で長さ3.7 m

(2) 防火服の構成素材 (B-II N型)

各層 (防水層除く) 幅1.5 mの場合で長さ6 m

防水層 幅1 mの場合で長さ8 m

(外層から順番、表裏、経糸方向を明示したもの)

防水層の接合部 (申請者が作成) 防水層を垂直方向中央で、実際の縫製方法で縫合し、縫合部を実際の目張りテープでシールした、縦20 cm×横20 cmの試験片を5体。

襟裏生地 幅1 mの場合で長さ1.3 m

縫い糸 長さ230 cm以上

リストレット

ア 丸編みのもの 130 cm以上

イ 縦22 cm以上、横18 cm以上 3体

縦18 cm以上、横22 cm以上 3体

(ただし、寸法が足りない場合は、縫い糸で両端を縫製したもの)

ファスナー・ボタン ファスナー: 2体

ボタン: 全種各2体

膝補強部 各層 30 cm × 30 cm × 1組

(外層から順番、表裏を明示したもの)

肩補強部 各層 30 cm × 30 cm × 1組

(外層から順番、表裏を明示したもの)

內衣 (ズボンを內衣一体型の場合) 幅 1.5 m の場合で長さ 3.7 m

(3) 防火服表地及び防火服の表地 (B-II N型を除く)

3 m²以上 (幅なりで、かつ表裏、経糸方向を明示したもの)

(4) 防火服表地及び防火服の表地 (B-II N型)

表地	幅 1.5 m の場合で長さ 4 m (外層面を表とし表裏、経糸方向を明示したもの)
表地の縫い目 (申請者が作成)	縫い目の種類 1 種類につき、表地を水平方向中央で、実際の縫製方法で縫合し、縦 40 cm × 横 70 cm の試料を 1 体作成する。(縫合部の長さ 70 cm)

(5) 防火服用高視認性素材 (B-II N型)

幅なりで、長さ 5 m 以上
(幅 2.5 cm の再帰反射部と 5 cm の蛍光部を有する高視認性素材の場合)
耐炎性試験用 (申請者が作成)

ア 再帰性反射材と蛍光材料の組合せ

縦 150 cm × 横 30 cm の表地材料中央に、幅なりの高視認性素材を垂直方向に、実際の縫製方法で固定した試料を 1 体、及び縦 30 cm × 横 150 cm の表地材料下部に、幅なりの高視認性素材を水平方向に、実際の縫製方法で固定した試料を 1 体。
(高視認性素材下端と表地下端の間隔は約 4 cm とする。)

イ 複合機能材料

縦 80 cm × 横 30 cm の表地材料中央に、幅なりの高視認性素材を垂直方向に、実際の縫製方法で固定した試料を 1 体、及び縦 30 cm × 横 80 cm の表地材料下部に、幅なりの高視認性素材を水平方向に、実際の縫製方法で固定した試料を 1 体。
(高視認性素材下端と表地の下端の間隔は約 4 cm とする。)

1.7 活動服 3 m²以上 (幅なりで、かつ表裏、経糸方向を明示したもの)

1.8 災害用間仕切り等 (天地方向の縦 29 cm、横 19 cm、厚み原寸のもの)

- | | |
|-------------------|-----|
| (1) 表面 A B が同一の場合 | 3 体 |
| (2) 表面 A B が異なる場合 | 6 体 |

1 9 作業服

3 m²以上 (幅なりで、かつ表裏、経糸方向を明示したもの)